



2025年12月24日

各 位

会社名 杉田エース株式会社
代表者名 代表取締役社長 杉田 裕介
(東証スタンダード コード番号 : 7635)
問合せ先 専務取締役 井関 誠
(TEL 03-3633-5150)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年2月下旬から3月上旬を目途に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の招集のための基準日設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することのできる株主を確定するため、2026年1月15日（木）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することのできる株主とし、以下の通り当該基準日に関する公告をいたします。

- (1) 基準日 2026年1月15日（木）
- (2) 公告日 2025年12月25日（木）
- (3) 公告方法 日本経済新聞に掲載

2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

当社が2025年11月12日付で公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」においてお知らせしましたとおり、株式会社UMK（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立し、当社株式の全て（ただし、当社が所有する自己株式及び本不応募合意株式（注）を除きます。）を取得できなかった場合には、公開買付者は、本公開買付けの成立後、以下の方法により、当社の株主を公開買付者及び本不応募合意株主のみとすることを予定しているとのことです。

具体的には、公開買付者は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第180条に基づき当社株式の併合を行うこと（以下「本株式併合」といいます。）及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会の開催を、本公開買付けの決済の完了後速やかに当社に要請（以下「本要請」といいます。）する予定とのことです。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定であり、本不応募合意株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成することに合意しているとのことです。

この度、当社は、本要請に基づき本臨時株主総会を開催する場合に備えて、上記「1. 本臨時

株主総会に係る基準日等について」に記載のとおり、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することにいたしました。なお、本臨時株主総会を招集・開催する場合、その開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきまして、決定次第改めてお知らせいたします。

他方、(i) 本公開買付けが成立しなかった場合、又は、(ii) 本公開買付けが成立し、公開買付者が本公開買付けにおいて、当社株式の全て（ただし、当社が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。）を取得することができた場合には、当社は、本臨時株主総会の開催を行わず、当該基準日についても利用しない予定です。

なお、本公開買付けの買付け等の期間が延長された場合、本臨時株主総会の基準日も延期する予定です。

(注) 「本不応募合意株式」とは、杉田直良氏、杉田裕介氏、杉田力介氏、杉田直良氏の配偶者である杉田邦子氏及び有限会社杉田商事（杉田裕介氏、杉田力介氏、杉田直良氏及び杉田邦子氏と総称して「本不応募合意株主」といいます。）が、それぞれ所有する当社株式の合計1,999,000株のことをいいます。

以上